

伊勢原市障害児保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所、認定こども園及び小規模保育事業（以下「保育所等」という。）における障害児保育の促進を図るため、障害児保育事業を実施する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる障害児保育事業の経費は、集団保育が可能で、日々の通所ができる者で次のいずれかに該当するものに要する保育経費とする。なお、第2号に定める障害児の認定に当たっては、障害児に関する専門の機関又は専門医等の意見を聴くものとする。

- (1) 重度・中度障害児 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。次号において「重度・中度障害児」という。）
- (2) 軽度障害児 重度・中度障害児以外の障害児で、次のいずれかに該当する児童
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の別表に定める障害を持つ児童
 - イ おおむね知能指数70以下の知的障害児
 - ウ 一定期間特別の指導を要する情緒障害児及び自閉的傾向児

2 障害児保育事業を実施する保育所等は、次のとおりとする。

- (1) 前項各号に該当する障害児を受け入れている保育所等であること。
- (2) 障害児の保育について、知識、経験等を有する職員を配置している保育所等であること。
- (3) 障害児の特性に応じて、便所等の設備整備及び必要な遊具等の購入等の受入れ態勢の整備に努めている保育所等であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める伊勢原市障害児保育事業補助金交付基準により算出した基準額と社会福祉法人等が対象児童の保育に要する経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、伊勢原市障害児保育事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書（第2号様式）
- (2) 障害児保育事業実施計画書・実績書（第3号様式）

(交付決定)

第5条 市長は、伊勢原市私立幼稚園特別支援教育補助金要綱（平成26年伊勢原市告示第77号）第7条に基づく伊勢原市私立幼稚園特別支援教育補助金の交付を受けていない社会福祉法人等で、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決

定したときは、伊勢原市障害児保育事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（変更交付申請）

第6条 前条の通知を受けたものが、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市障害児保育事業補助金変更交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書
- (2) 障害児保育事業実施計画書・実績書

（変更交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市障害児保育事業補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（交付条件等）

第8条 規則第7条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずる。
- (2) 補助事業の内容を変更し、若しくは補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行の状況及び経費の使途については、常時明確に把握しなければならない。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（変更等の承認）

第9条 前条第1項第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合には、伊勢原市障害児保育事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、伊勢原市障害児保育事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市障害児保育事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市障害児保育事業補助金交付請求書（第9号様式）に伊勢原市障害児保育事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市障害児保育事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条に規定する実績報告は、伊勢原市障害児保育事業補助金実績報告書（第10号様式）により、次に掲げる書類を添えて当該会計年度終了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書
- (2) 障害児保育事業実施計画書・実績書

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年8月10日告示第137号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年12月12日告示第171号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年4月25日告示第75号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

伊勢原市障害児保育事業補助金交付基準

経 費 名	補 助 単 価	基準額の算出方法
重度・中度障害児保育費	児童1人当たり月額 74,140円	補助単価×補助対象児童数
軽度障害児保育	児童1人当たり月額 57,292円	

第1号様式（第4条関係）

年度伊勢原市障害児保育事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市障害児保育事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 補助事業等の目的及び内容
- 3 添付書類
 - (1) 障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書
 - (2) 障害児保育事業実施計画書・実績書

第2号様式（第4条、第6条、第11条関係）

年度障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書

保育所名 _____

経 費 名	事業支出（予定）額			事業収入（予定）額			差 引 額 G(C-F)	補 助 基 準 額 H	補 助 基 本 額 I
	人 件 費 A	その他の経費 B	合 計 C(A+B)	保護者負担額 D	寄付金その他 E	合 計 F(D+E)			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計									

- (注) 1 「H」欄は、補助金交付基準に基づく額を記入してください。
 2 「I」欄は、「G」欄と「H」欄の額を比較して少ない方の額を記入してください。

年度伊勢原市障害児保育事業補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市障害児保育事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (5) この補助金は、回に分割して交付する。

（事務担当は、 ）

第5号様式（第6条関係）

年度伊勢原市障害児保育事業補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度伊勢原市障害児保育事業補助金について、補助事業の内容を変更し、補助金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 変更交付申請額 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | 円 |

2 変更内容

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書
- (2) 障害児保育事業実施計画書・実績書

年度伊勢原市障害児保育事業補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 決定金額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 変更交付決定額 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | 円 |

2 交付条件

- 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- この補助金は、 回に分割して交付する。

（事務担当は、 ）

第7号様式（第9条関係）

年度伊勢原市障害児保育事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市障害児保育事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第8号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市障害児保育事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容を
審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第9号様式（第10条関係）

年度伊勢原市障害児保育事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

印

交付決定のありました伊勢原市障害児保育事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 円 |
| 4 | 未交付額 | 円 |

5 添付書類

伊勢原市障害児保育事業補助金交付決定通知書の写し

伊勢原市障害児保育事業補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印を付けてください。

第10号様式（第11条関係）

年度伊勢原市障害児保育事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市障害児保育事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 実績額 | 円 |
| 3 | 不用額 | 円 |
| 4 | 添付書類 | |
| | (1) 障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書 | |
| | (2) 障害児保育事業実施計画書・実績書 | |